

岸和田市避難行動要支援システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

岸和田市

1 目的

本要領は、「避難行動要支援システム導入業務委託契約」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。本業務の受託を希望する者は、本実施要領に従って応募すること。

2 業務概要

(1)業務名 岸和田市避難行動要支援システム導入業務

本業務では、下記に示す2つの契約とする。

①避難行動要支援システム導入業務委託契約

②避難行動要支援システム保守業務委託契約

(2)業務内容 別紙「岸和田市避難行動要支援システム導入業務仕様書」のとおり

(3)業務期間 ①避難行動要支援システム導入業務委託契約

契約締結日から令和9年2月28日まで

②避難行動要支援システム保守業務委託契約

令和9年3月1日から令和9年3月31日まで

※令和9年度以降の避難行動要支援システム保守業務委託契約については、所定の予算措置の上、別途契約するものとする。

(4)担当部署及び問合せ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市危機管理課

電話 072-423-9437

メールアドレス kkanri@city.kishiwada.lg.jp

※なお、受付時間は、平日の9時から17時まで(12時から12時45分を除く。)とする。

3 予算額

契約金額の上限は、次に示すとおりとする。

※「予算額 契約金額の上限」は、契約時の予定価格ではなく、提案価格(見積金額)の上限額であることに留意すること。

(1)避難行動要支援システム導入業務委託契約

金 20,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2)避難行動要支援システム保守業務委託契約(令和8年度分)

1か月当たり金 39,600 円(消費税及び地方消費税を含む。)

※令和9年度以降の避難行動要支援システム保守業務については、所定の予算措置の上、本業務の受託者と提案内容を基本として協議し、別途契約するものとする。

4 スケジュール

内容	日時
公募開始	令和8年6月 24 日(水)
質問書の提出締切	令和8年7月 2 日(木)17 時まで
質問書への回答	令和8年7月 9 日(木)17 時まで
参加申込書の提出締切	令和8年7月 15 日(水)12 時まで
参加資格審査結果通知予定日	令和8年7月 17 日(金)
企画提案書等の提出締切	令和8年7月 27 日(月)17 時まで
企画提案プレゼンテーション	令和8年8月 5 日(水)
選定結果通知予定日	令和8年8月 7 日(金)
契約締結期限	令和8年9月 1 日(火)

※応募状況等により変更となる場合があります。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1)法人であること。
- (2)本市の令和8年度「業務委託指名競争入札参加資格登録業者名簿」(以下「登録業者名簿」という。)に登録され、競争入札参加資格を有する者であること。
- (3)情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001(JIS Q 27001))またはプライバシーマークの認証を受けていること。
- (4)令和3年度から令和7年度までの過去5年間に、官公庁に対して避難行動要支援システムの導入業務にかかる受託実績があること。
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6)会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48条)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (7)破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (8)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りではない。
- (9)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法によ

る改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合については、この限りでない。

- (10)岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成 25 年 10 月1日施行)に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (11)岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成 25 年4月1日施行)に該当する事実がないこと。
- (12)市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6 参加手続

(1)提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則(平成9年規則第 11 号)等を理解した上で、以下のとおりの書類を提出すること。

提出書類	必要数	備考
参加申込書(様式第1号)	1部	契約時使用印(届出印)を押印すること。
法人概要報告書(様式第2号)	1部	
業務実績報告書(様式第3号)	1部	国・自治体の業務実績を記載すること。

(2)参加申込提出期限

令和 8年 7月 15 日(水)12 時まで

※提出期限後に到着した参加申込書類はいかなる理由があっても無効とする。

(3)様式等の配布場所

岸和田市ホームページ内(URL 及び QR コード)よりダウンロード。

URL:<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/puropo-zaru.html>



(4)提出先

「2. 業務概要(4)担当部署及び問合せ先」に同じ。なお、受付時間は、平日の9時から 17 時まで(12 時から 12 時 45 分を除く。)とする。

(5)提出方法

持参又は郵送に限る。郵送の場合は、「特定記録」とする等、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(6)参加資格審査

参加申込書類を期限までに提出したのについて、「5. 参加資格」を満たしているか審査を行い、令和 8年7月 17 日(金)までに参加資格審査結果の通知を発送する予定である。

7 質疑及び回答

本プロポーザルに関して、質疑がある場合は、以下のとおり質疑を行うこと。口頭、電話等の指定方法以外での質疑には答えない。

(1)提出期限

令和8年7月2日(木)17時まで

(2)提出方法

本プロポーザル質疑フォーム(下記の URL 又は QR コードからアクセス)にて提出すること。

URL:<https://logoform.jp/f/ZLcZL>



(3)回答日時

令和8年7月9日(木)17時まで

(4)回答方法

質疑への回答は岸和田市ホームページ(URL 及び QR コード)に掲示し、個別には回答しない。

URL:<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/puropo-zaru.html>



8 企画提案書の提出

参加資格審査結果、参加資格を有すると認められた者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則(平成9年規則第 11 号)等を理解した上で、以下のとおりの企画提案書類を提出すること。

(1)企画提案提出書類

提出書類	必要数	備考
企画提案応募書(様式第4号)	1部	契約時使用印(届出印)を押印すること。
企画提案書(正本)	1部	印刷のうえ1部を提出すること。 別紙「避難行動要支援システム 機能要件適合表」を企画提案書に付属して提出すること。
企画提案書(副本)	1部	本プロポーザル企画提案書(副本)提出フォーム(下記 URL、QR コードからアクセス)から電子データ(PDF 形式)で提出すること。 別紙「避難行動要支援システム 機能要件適合表」を Excel データで企画提案書に付属して提出すること。
価格提案書(様式第5号)	1部	契約時使用印(届出印)を押印すること。 以下「10.価格提案書作成にあたっての注意事項」のとおり

(2)企画提案書等の提出期限

令和8年7月 27 日(月)17時まで

(3)様式等の配布場所

岸和田市ホームページ内(URL 及び QR コード)よりダウンロード。

URL:<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/puropo-zaru.html>



(4)提出先

「2. 業務概要(4)担当部署及び問合せ先」に同じ。なお、受付時間は、平日の9時から17時まで(12時から12時45分を除く。)とする。

(5)提出方法

持参又は郵送に限る。郵送の場合は、「特定記録」とする等、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

企画提案書(副本)は、本プロポーザル企画提案書(副本)提出フォーム(下記 URL、QR コードからアクセス)から電子データ(PDF 形式)で提出すること。

URL:<https://logoform.jp/f/MX3P7>



(6)提出書類の取扱い

- ① 提出されたすべての書類は、返却しない。
- ② 提出された企画提案書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ③ 本市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- ④ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- ⑤ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 企画提案書作成方法

仕様書「17.提案書の作成」のとおり。

10 価格提案書作成にあたっての注意事項

- (1)提案価格は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とすること。
- (2)消費税及び地方消費税として、見積金額の100分の10に相当する額を加算した額を価格提案書(様式第5号)に記載すること。(二重に消費税及び地方消費税を加算しないように注意すること。)
- (3)提案価格の内訳(参考)は、提案価格について項目ごとに金額を記載する等、内訳明細を記載すること。
- (4)避難行動要支援システム導入業務の提案価格は、金20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
- (5)避難行動要支援システム保守業務(令和8年度分)の提案価格は、1か月当たり金39,600円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

なお、令和9年度以降の避難行動要支援システム保守業務については、所定の予算措置の上、本業務の受注者と提案内容を基本として協議し、別途契約するものとする。

11 評価方法等

(1)選定委員会

受託候補者の選定を行うため、本市の職員で構成する「岸和田市避難行動要支援システム導入業務公募型プロポーザル方式業者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

なお、委員会の設置にあたっては、その目的、構成員、役割、会議、事務及びその他必要な事項について

設置要領を定める。

(2) 評価基準

別紙「岸和田市避難行動要支援システム導入業務 選定評価基準」(以下「評価基準」という。)のとおり。

(3) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案全般について、企画提案者がプレゼンテーションと質疑応答等を行う。

① 開催日時等

令和8年8月5日(水)

詳細な時間及び場所については、後日企画提案者に通知する。

② 所要時間

プレゼンテーション 40 分以内

質疑応答 20 分程度

※「所要時間」には提案者の準備に要した時間は、含めないものとする。

③ プレゼンテーション注意事項

- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書(機能要件適合表含む。)を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料を用いた説明は不可とする。
- ・プレゼンテーションの提案者側の出席者(説明者含む。)は、4名以内とする。
- ・プロジェクター・スクリーン又はモニター、HDMIケーブルは本市が用意する。それ以外のパソコン等の必要な機器は提案者側が用意すること。
- ・プレゼンテーションでは、事業者名(企業名)が判別できないよう「A社」、「B社」、「C社」・・と呼称する。説明者側でも同様とすること。

(4) 受託候補者の選定

企画提案書、プレゼンテーション等について、評価基準に基づき委員会の採点により評価する。

失格又は無効となった者を除いた者のうち、評価点が最高得点者を受託候補者とする。ただし、最高得点者が複数の場合は、見積金額(提案価格)が最も安価なものを受託候補者として選定する。なお、見積金額(提案価格)も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

上記に関わらず、評価点が420点未満の場合は、候補者として選定しない。

12 選定結果の通知・公表

受託候補者の選定結果は、令和8年8月7日(金)までに文書で発送するとともに、岸和田市ホームページ URL <https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/puropo-zaru.html> において公表するものとする。なお、公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 最優秀提案者(受託候補者)の名称、評価点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び評価点

※名称は五十音順で表記する。

※評価点は点数順で表記する。ただし、対象者(最優秀提案者以外の参加者)が1者の場合は公表しない。

※なお、名称と評価点は別項とし、関連付けしない。

13 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1)失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

- ① 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 提案価格が「3. 予算額 契約金額の上限」を超えた場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 他のプロポーザル参加者と企画提案内容又は参加の意思について相談を行った場合
- ⑥ 選定委員会終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合
- ⑦ 選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- ⑧ 選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑨ その他選定委員会における選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2)複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書等の提出は不可とする。

(3)提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の変更、差替え又は再提出は不可とする。

(4)費用負担

企画提案書等の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。なお、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、停止、中止又は取消しすることがある。この場合において、参加者は本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

(5)その他

- ① プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、設定された期限までに企画提案書等の提出がされない場合は、辞退したものとみなす。
- ② 参加者は、企画提案書の提出をもって本実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ③ 企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、令和8年7月29日(水)17時までに、辞退届(様式第6号)を持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、「特定記録」とする等、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、期限までに到着すること。
- ④ 参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

14 契約の締結

(1)受託候補者が、契約締結前に岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成25年10月1日施行)に基づく入札等除外措置を受けた場合又は岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成25年4月1日施行)に該当する事実が発覚した場合は契約を締結しない。

(2)受託候補者と本市が協議し、本業務内容、経費等について、再度調整を行った上で協議が整った場合に

契約を締結する。なお、受託候補者と本市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変更(受託候補者の見積額を超えることはない。)となる場合がある。

- (3)契約書には提出された企画提案書を添付し、提案内容の履行を担保する。
- (4)契約保証金について、契約の際には、岸和田市財務規則第121条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要となる。ただし、同規則第123条のいずれかに該当する場合は免除するものとする。なお、この場合は、履行保証保険等証明書又は契約保証金免除申請書(様式第7号)を提出するものとする。
- (5)契約代金の支払いについては、成果物、完了報告書の提出及び成果物の検査を行った上で、請求に基づき支払うものとする。(完了後一括支払い。)
- (6)概ね1カ月間で、受託候補者と本市の間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合は、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者(評価点が420点未満の者を除く。)と協議を行うものとする。
- (7)令和9年度以降の避難行動要支援システム保守業務については、所定の予算措置の上、本業務の受託者と提案内容を基本として協議し、別途契約するものとする。

15. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例(平成12年3月21日条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については選定後の開示とする。

16. その他留意事項

- (1)本プロポーザルの実施、手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨(円)に限る。
- (2)企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (3)本件実施後、契約締結前に候補者が岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成25年10月1日施行)に基づく入札等除外措置を受けた場合、又は岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成25年4月1日施行)に該当する事実が発覚した場合は契約を締結できない。
- (4)受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5)受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思料される業務については、事前に本市と協議を経て業務の一

部を委託することができるものとする。

- (6)受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第26号)に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。